

# JSCA構造設計賠償責任保険

(構造設計特約条項セット賠償責任保険)

この保険は、構造設計者が日本国内において行った構造設計の業務のミスに起因して生じた以下の損害賠償をカバーします。また、**この保険の対象となる事故**で訴訟となった場合の「訴訟費用・弁護士報酬などの諸費用（事前に損害保険ジャパンの承認を得て支出したものに限り。）」もカバーします。

## 1 構造設計の業務ミスによる物理的「滅失もしくは損傷」発生時の損害賠償をカバー

構造設計者が**日本国内において**、構造設計(※1)の業務ミス(※2)でその**建築物に物理的「滅失もしくは損傷」(※3)事故が発生し**、建築物や他人に損害を与えたとき、**法律上賠償しなければならない損害を補償します。**

(※1)構造設計とは、建築士法第2条で規定するものをいいます。

(※2)職業上または職務上の相当な注意を怠ったことによるものをいいます。

(※3)物理的「滅失もしくは損傷」とは建築物が物理的に消失や損傷することをいいます。汚損(カビ・サビの発生、結露の発生など)は補償の対象にはなりません。

## 2 構造設計の業務ミスによる「構造基準未達」時の損害賠償をカバー

構造設計の業務ミスで、建築基準法20条に規定する「1、2、3号建築物」について建築基準法20条に規定する「構造基準」を満たさないために、法律上賠償しなければならない損害を補償します。



「構造基準」未達については、建築物に物理的「滅失もしくは損傷」が発生していなくても補償の対象となります。

## 3 構造設計の業務ミスによる第三者への身体障害の損害賠償をカバー

構造設計の業務ミスに起因して第三者の身体に障害を与えたとき、**法律上賠償しなければならない損害を補償します。**



建築物の構造設計の業務ミスにより、第三者の身体に障害を与えた場合には、建築物に物理的「滅失もしくは損傷」が発生していなくても補償の対象となります。

## 4 訴訟に対処する費用(事故原因調査費など)もカバー

上記1. 2. で対象となるような事故で訴訟を提起された場合に、訴訟に対処する費用(事故原因調査費用、意見書・鑑定書作成費用など)を補償します。

## 5 自由・名誉の侵害、プライバシー侵害による損害賠償もカバー

業務遂行に起因して、不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉の侵害、もしくは表示行為による名誉の侵害またはプライバシーの侵害により、法律上の賠償責任を負担された場合に保険金をお支払いします。

## 6 法適合確認ミスによる損害賠償をカバー

構造設計者が、「法適合確認業務ミス」でその建築物に**物理的「滅失もしくは損傷」事故が発生し**、法律上賠償しなければならない損害を補償します。

## ① 耐震診断等に係わる建物調査において、第三者への損害賠償をカバー

構造設計者が日本国内で実施する建物調査業務(耐震診断など)遂行中に発生した偶然な事故により、第三者の身体や財物に損害を与え、法律上賠償しなければならない損害を補償します。

(※)建物調査そのもののミス(調査結果がまちがっていたなど)に起因する事故は補償の対象となりません。

## ② 廃業後に発生した損害賠償事故をカバー

事務所の廃業後に発生する過去の構造設計等の業務ミスによる損害賠償をカバーします。

廃業後の損害賠償請求は5年までの間にかぎりませのでご注意ください。

(※)JSCA構造設計賠償責任保険に5年以上継続加入し、かつ過去5年間で事故件数が0件の事務所のみセット可能です。

## JSCA構造設計賠償責任保険の対象となる「構造設計の業務」とは？

この保険で対象となる「構造設計の業務」とは、「構造設計図書の作成業務(①)」と「設計の延長となる業務(②、③)」をいい、具体的には次のとおりです。

### ①構造設計図書の作成業務

「構造設計図書」の作成業務をいいます。「構造設計図書」とは建築士法第2条第7号で規定するものをいい、建築物の工事実施のために必要な図面(構造図・構造計算書等をいい、施工図・指示書を除きます。)および仕様書をいいます。

### ②施工者に対する「指示書」の作成業務(建築士の資格をもたない者が行った場合は対象となりません。)

「指示書」とは、建築物が「構造設計図書」の設計意図どおり実現するように施工者に対し「構造設計図書」の補足を行う図面または文書をいいます。

### ③「施工図」の承認業務(建築士の資格をもたない者が行った場合は対象となりません。)

「施工図」とは、「構造設計図書」を実際に施工に移す場合に作成される図面をいいます。

## JSCA構造設計賠償責任保険の対象となる「建築物」とは？

この保険で対象となる「建築物」とは、以下のものをいいます。

- ①建築基準法第2条第1号に規定する建築物
- ②上記①に付属し、物理的に一体をなしている工作物

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

【取扱代理店】 株式会社建築家会館  
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-3-16  
TEL:03-3401-6281 FAX:03-3401-8010  
(受付時間 平日午前9:00~午後5:00)

インターネットで簡単にご加入手続きができます。  
別紙「インターネット操作案内チラシ」をご覧ください。

【引受保険会社】



損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL:03-3349-5402 FAX:03-6388-0161

(受付時間 平日午前9:00~午後5:00)

SJ23-10323(2023/11/20)